

ルソーと中江兆民（上）

——『民約訳解』における文化の受容——

佐藤 誠

一九世紀末の近代日本は、欧米列強の軍事的圧力のために、数百年間続いた鎖国政策を放棄して、開国に踏み切った。しかし当時の日本は、近代国家としての社会機構を十分に備えていたわけではない。実際、国家の骨組を成す憲法はまだ作成されていないし、しかも民衆の代表者によって構成される国会も、開設されてはいなかったのである。こうした状況の中で、中江兆民が「治道の要」¹⁾として、ルソーの『社会契約論』を高く評価したのは、人民主権に基づく理想的な統治機構の記述を、そこに見出したからに他ならない。すなわち、「民をして自から修治せしめて、官の抑制する所と為る勿らしむ在る」²⁾視点を、兆民は『社会契約論』の中に認めている。

本稿で取り上げる中江兆民の『民約訳解』は、『社会契約論』の前半部（最初から第二巻第六章まで）の翻訳であり、それに若干の注解を施した作品である。そして、訳文は、必ずしも原文に忠実ではなく、しかも部分訳であるために、『社会契約論』全体の叙述をそこに求めることはできない。それでは、兆民はなぜ『社会契約論』を第

二巻第六章までしか訳出しなかったのか。この点に関して、井田進也氏は、『民約訳解』中絶の理由を、『社会契約論』後半部分の叙述と当時の日本の政治状況との不整合性に求めている。つまり、後半部分に見られる「立法者」の説明や「人民」の概念は、近代日本の理想的な国家を構築するためには不適當だと兆民自身が判断した、という解釈である。⁽³⁾ 当時の政治事情を考慮した井田氏の見解は、あくまで仮定に過ぎないけれども、かなり説得力がある。しかし井田氏の解釈を受け入れるためには、兆民は、『民約訳解』の中でルソーの政治思想をどのように捉えているのかを検討し、ルソーのいかなる政治的見解のために、彼は『社会契約論』全体の翻訳を中絶せざるをえなかったのかについて、改めて問い直す必要がある。そうした作業を通じて、近代日本の政治的・社会的状況の中で、兆民は、なぜ『社会契約論』後半部分を翻訳する必要がないと見なしたのかをある程度まで明らかにすることができるだろう。

そこで、本稿では、『民約訳解』の基本的な概念を検討しながら、中江兆民とルソーの思想的立場を比較分析し、翻訳による文化の受容を考察することにした。

一 『民約訳解』の基本的問題

『民約訳解』は、近代日本の国家建設が進行している時期に執筆された翻訳作品である。当時の欧米先進諸国は、「皆な所謂の国会なるものを置き、民をして誉望ある者を票選して之を薦めしむ」⁽⁴⁾ 状況を示していた。兆民はそこ

で、「民の権」⁽⁵⁾を重視したルソーの『社会契約論』を翻訳しながら、人民の意志に基づく理想的な国家機構を模索することになる。したがって、『民約訳解』の訳文は、当時の日本の政治状況を如実に反映していると考えられる。

ところで、『民約訳解』の主要な内容は、およそ次の三つの段階に整理することができる。まず、『社会契約論』の第一巻第一章から第一巻第五章までは、「邦国の天理に本づくに非ざる所以の故を論ず」⁽⁶⁾と訳者が指摘しているように、現実社会が批判的に検討されている。特に、兆民は、「自由権を備えた人民」と「国家の構成員としての人民」という二つの観点から、人民の問題を考察していることに注目する必要がある。

次に、『社会契約論』の第一巻第六章から第一巻第九章までの部分では、「社会契約」(訳者の用語では「民約」)の成立過程が考察の対象となる。その場合、自由権を保持しながら、共同体全体に寄与する「社会契約」は、人間に質的な変革を引き起こす。兆民はそうした変革を「地、変じて邦と為り、人、変じて民と為る」⁽⁷⁾と述べている。

そして最後に、第二巻第一章から第二巻第六章までは、「社会契約」の土台を成す「主権」の機能が分析され、議会政治の理念が提示される。兆民は、そこで、ルソーの叙述内容に従って、権威主義的な統治機構を周到に批判することになる。「凡そ政の理に合するもの、皆な自治の政となす」⁽⁸⁾という文章は、人民が自ら統治する「自治の政」こそ、議会政治の理想的な形態であることを明確に示しているよう。

さて、以上の三段階で示された『民約訳解』の中から、訳者独自の発想を取り上げて、兆民がルソーの政治思想をどのように把握したのかを次に検討することにした。

① 兆民の翻訳方法(第一段階の問題点)

第一段階では、ルソーは、現実社会の批判を通して、力による支配の不当性を論証している。その場合、特に奴隷制度の成立が、そうした不当性を証明する有力な根拠となる。すなわち、人間は、自分の意志に従って奴隷状態を受け入れたのではなく、物理的な力のために、そうした状態を強いられるのである。物理的な力への屈服は、「必要に迫られた行為」⁽⁹⁾であり、いかなる権利をもそこから導き出すことはできない。権利は、常に自由意志を伴い、物理的な力で形成されるわけではないからである。「力は権利をつくらない」⁽¹⁰⁾ことこそ、理想的な社会を構想するルソーの重要な前提条件を成していることになる。したがって、奴隷状態を正当化することは、奴隷状態そのものの意義を説明するのではなく、現実の奴隷状態を盲目的に追認しているに過ぎない。

グロティウスやホッブズなどが、奴隷制度を正当化することは、「事実によって権利を打ち立てる」⁽¹¹⁾ことになり、奴隷状態の成立を説明するわけではないのである。ルソーは、こうして、既成の発想方法を根底から批判しながら、奴隷状態の正当化は、人間の自由そのものを否認し、しかも「自己の自由の放棄、それは人間の資格や人類の諸権利と義務さえも放棄することである」⁽¹²⁾と断言さえしている。

人間の本性は、何よりも「自己の保存に留意すること」⁽¹³⁾であり、自己判断を通して「自分自身の主人となる」⁽¹⁴⁾働きを表す。すなわち、自己の意志に基づく自己統御こそ、自由な行動形態を示し、本来の道徳性は、その中に認められるのである。こうしてみると、ルソーが奴隷権の矛盾を暴き出したことは、人間の自由権に対する正当性を論証するための布石を成していることがわかる。力による支配の不当性は、自由の価値を保証するために提示された

命題に他ならない。

ルソーのそうした発想に対して、訳者兆民は、国家統治の視点から『社会契約論』を訳出している。実際、近代日本の国家建設過程に生きた兆民が、現実的な関心からルソーの政治思想を解釈したのは、ある意味で必然的な結果とも言える。兆民は、まさにそのために、「婁騒ら諸子の業を講じて以て泰西制度の淵源を窮むるは、今日に在りて当に務むべきの急なり」と述べて、訳者の現実的関心を端的に表明するのである。

さて、統治機構としての国家を想定する兆民の考えは、「社会秩序」l'ordre socialを「邦国」と訳したり、「社会を統治する」régir une sociétéを「国を治むる」と置き換える翻訳方法に見出すことができる。また、社会形成に不可欠な「人民が人民となる行為」l'acte par lequel un peuple est un peupleを、「邦の由りて以て建つ所」とする訳文には、国家統治の視点から『社会契約論』を読み解く兆民の翻訳態度が反映している。

しかしながら、兆民は、ルソーが主張する自由の意義を決して軽視しているわけではない。『社会契約論』冒頭の「人間は自由なものとして生まれた」l'homme est né libre⁽²²⁾という箇所を、兆民は、「昔在人の初めて生まるるや、皆な趣舎己に由り、人の処分を仰がず、是れを之れ自由の権と謂う」と訳していて、自由の概念を明確に捉えている。その場合、訳者は、「自由の権は、天の我に与えて自立を得しむる所以なり」と付け加えていることに注意する必要がある。兆民はさらに、「自由権」を「天命の自由」と「人義の自由」に区分し、ルソーの思想的立場を理解するための補足を付け加えている。「天命の自由」は、「意を肆にして生を為し、絶えて検束を被ること無き」状態を表し、ルソーの用語では、「自然的な自由」liberté naturelleに相当する。それは、「天に純なるもの」

であるために、「天命の自由」と名付けられるわけである。他方「人義の自由」は、「民あい共に約し、邦国を建て法度を設け、自治の制を興し、斯て以て各おの其の生を遂げ其の利を長ずるを得る」⁽²⁸⁾「行為を示し、「社会契約」によって獲得し得る「公民的な自由」*liberté civile*を意味する。そうした自由は、「人を雑うるもの」⁽³⁰⁾だから、「人義の自由」と見なされるのである。

人間に本来備わっている自然性を「天」の観念に結びつける兆民の発想は、家族の成立が問題となる第一巻第二章にも見出すことができる。すなわち、ルソーの原文は、「(父と子に) 共通するこの自由は、人間の本性(自然性)の結果である」*Cette liberté commune est une conséquence de la nature de l'homme.* ⁽³¹⁾「であり、この文章を兆民は、「父子の各おの自から守りて相い羈属せざる所以のものは、天命すなわち爾らしむ。蓋し自主の権は、天の以て人に与うるところなり」⁽³²⁾と訳している。ここでも、「自主の権」、つまり「自然的な自由」は、天から人間に与えられることが強調されている。

兆民のそうした訳語に、儒教的な発想を認めることができるけれども、兆民の時代には、自然は、「天」や「天然」という語と結び付けて表現されるのが一般的な慣例であった点を見逃してはならない。⁽³³⁾したがって、兆民は独自の語を生み出したわけではなく、当時の慣例に基づいて、翻訳用語を採用したと考える方が妥当である。

しかし、そのような用語は、必ずしも『民約訳解』全体を通して同じ原語に適用されているのではない。例えば、第一巻第三章の「あらゆる権力は神からくる」*Toute puissance vient de Dieu.* ⁽³⁴⁾というルソーの原文を、兆民は、「凡そ力の類は、皆な天の与うるところなり」⁽³⁵⁾と訳している。「天」の意味内容は、その時、「自然」と「神」のど

ちらを指すのか明らかではない。キリスト教の概念を正確に把握しない場合、翻訳語は本来の意味内容を伝えることが不可能となり、翻訳の限界をそこに認めることもできよう。

また、「自由権」は、しばしば「自主の権」と置き換えられるが、西洋語の「自由」liberty, liberté の翻訳語として、「自由」の代わりに「自主」が使われるのは、兆民に限らず、明治初期の文献に広く見出すことができる。

実際、明治十一年に出版された『米歐回覧実記』では、編者久米邦武は、アメリカの「自由の女神」the Goddess of liberty を「自主の后」⁽³⁷⁾と訳したり、または、南北戦争で黒人奴隷が解放された事情に触れて、「始メテ黒人モ他ト同ク自主ヲ得タ」⁽³⁸⁾と記している。兆民自身も、『東洋自由新聞』で、「夫レリベルテノ語ハ之ヲ訳シテ、自主自由、不羈独立等ト曰フ」⁽³⁹⁾と説明しているのである。

しかしその意味内容は、当時の社会に必ずしも正確に伝えられたわけではない。日本語の「自由」は、本来、「わがまま勝手」⁽⁴⁰⁾という否定的な意味を含む。日本語のそうした語感を保持する限り、西洋語の「自由」を正確に理解することは、非常に困難となる。福沢諭吉は、そのために、『西洋事情』の中で「自主任意、自由の字は、我儘放盪にて国法をも恐れずとの義には非ず」⁽⁴¹⁾と述べて、西洋語の概念を正しく捉えるように注意を促しているのである。

ところで、兆民にとって、「自由」は、また、理想的な政治機構を示す民主制の土台を成している点にも注意する必要がある。特に、ルソーが自分の経歴を述べる箇所に、その例証をわずかに窺うことができる。すなわち、ルソーが生まれた「自由な国家」in Etat libre を、兆民は「民主国」⁽⁴³⁾と置き換えているのである。実際、自由を民

主制の成立条件とみなす発想は、理想的な政治形態を想定する兆民の基本的な立場を特徴づけている。『民約訳解』では、見逃されやすい部分に過ぎないけれども、民主制こそ、『三酔人経綸問答』の中で、洋学紳士の語りを通して、兆民が高く評価している理想的な政治制度であることを想起しなければならない。

ここでは、西洋諸国は、「自由の大義」⁽⁴⁴⁾によって発展してきたことが述べられ、「皆肆に己の思想を伸ばし己の意志を達して拘束の患に遇はざることを願ふて、斯一念日夜胸間に往来して復た除去る可らず」⁽⁴⁵⁾という文章が示しているように、自由は、社会や国家全体の発展を促す主要な原動力として捉えられているのである。また、『東洋自由新聞』の中でも、兆民は、「国ヲ為ス者其レ唯民ノ自由ノ権ヲ亢張スルコトヲ務メン哉」⁽⁴⁶⁾と主張し、自由権の拡張が国家の進展に結びつくことを指摘している。そして、「自由の大義」に「平等の義」⁽⁴⁷⁾が付け加わる時、理想的な政治形態である「民主制」⁽⁴⁸⁾が確立されることになる。

自由は、その意味で、民主制度の成立に不可欠な要因を含み、兆民が、ルソーの「自由な国家」を「民主国」に置き換えた理由は、以上のような経緯に基づいているのである。兆民はまた、第一巻第五章の注解で、「民あい共に約して邦を建つるは、当に君を立てるの前に在るべし、所謂る民約なり」⁽⁴⁹⁾と述べて、ルソーの意図を要約している。ここでもやはり、「邦を建つる」ことが重視されているけれども、ルソーの原文には、そうした表現は見当たらない。⁽⁵⁰⁾ その章の題名も、原文は、「最初の約束に常にかかのぼらなければならないこと」*Qu'il faut toujours remonter à une première convention* ⁽⁵¹⁾だが、兆民の訳文では、「終いに約を以て国本と為ちざる可からず」⁽⁵²⁾と書かれていて、「国」の概念が重要な役割を果たすことになる。

理想的な国家建設の視点を保持する兆民の翻訳態度は、こうして、『民約訳解』の訳文に反映していることがわかる。

そこで次に、「社会契約」の成立過程が詳述されている第二段階に移り、第一段階で認められた兆民の翻訳態度がどのように貫かれているのかを考察することにしたい。

② 社会契約と国家の成立(第二段階の問題点)

ルソーは、何よりも、「[自]の保存に留意すること」*vœux à sa propre conservation*⁽⁵³⁾が人間の本性を特徴づけていることを指摘している。しかし、一人の人間が自己を保存する能力には限界があり、その人間が個人を越えた障害に遭遇する時には、個人相互の力を結集しなければならない。その場合、自己の力と自由を損わずに、「諸力の総和」*une somme de forces*⁽⁵⁴⁾を生み出すことが主要な課題となる。したがってルソーは、「社会契約」の成立条件として、第一に、「各構成員の身体と財産とを、共同の力のすべてを挙げて防衛し保護する結社形態を見出すこと」⁽⁵⁵⁾を提言している。兆民は、この箇所を「吾等安んか相い寄りて一党を成し、其の全力に頼りて以て生を保つを得ん」⁽⁵⁶⁾と疑問形に訳しているが、ルソーの主旨を十分に捉えていると言えよう。しかし、「結社形態」*une forme d'association*を「一党」に置き換えていて、契約の作用が明確に示されていない。

第二は、「結社形態」の性質が説明され、「各人がすべての人と結びつきながら、しかも自分自身にしか服従せず、以前と同じように自由でいられる形態」⁽⁵⁷⁾であることが要件となる。この部分の兆民訳は、「吾等安んか相い共に繋束し羈縻して一団を成し、而かも実に絶えて人の抑制する所と為ること無く、各おの自由権を有すること曩時と異

る無きを得ん⁽⁵⁸⁾」となっている。訳者は、「自由権」を強調するために、「実に絶えて人の抑制する所と為ること無く」と付け加えて、ルソーの論旨を説明することになる。

以上の二点こそ、「社会契約」の成立にとって主要な条件となる。その場合兆民は、「社会契約」、つまり「民約」の意義は、「国の国を成す所以、民の民を成す所以⁽⁵⁹⁾」にあると指摘していることに注意する必要がある。「民約」の要点は、「民たるもの」⁽⁶⁰⁾が「邦国の本」⁽⁶¹⁾にすることであり、そこには、人民の国家を構想する姿勢を見出すことができる。兆民は、そのために、「民約」こそ「義に原づき情に本づき、確乎として易う可からず」⁽⁶²⁾と述べて、「民約」の意義を高く評価するのである。

さて、ルソーが提示する二つの条件を具体的に実現させるためには、構成員の「全面的な譲渡」が要請される。つまり、「各構成員は自分の持つすべての権利とともに自分を共同体全体に譲渡すること」⁽⁶³⁾が、「社会契約」の実現にとって不可欠な要件となる。「全面的な譲渡」は、その時、すべての構成員に対して平等であることが必要であり、構成員相互の相違は、捨象されざるをえない。兆民は、この部分を、「党人咸な皆な其の権を挙げて尽く之を党に納る⁽⁶⁴⁾」と訳すばかりではなく、「全面的な譲渡」の性質を更に補足しながら、ルソーの意図を詳細に解説している⁽⁶⁵⁾。兆民訳の「党」は、その場合、単なる集合体を指すのではなく、あらゆる構成員の意志を反映した「共同体全体」*toute la communauté*を表すことになる。「全面的な譲渡」は、こうして、「共同体全体」の設定を生み出すわけである。

以上のような経緯から、ルソーは「社会契約」の本質的な作用を次のように定義している。すなわち、まず、

「われわれの各々は、身体すべての能力を共同のものとして、一般意志の最高の指揮のもとに置く」⁽⁶⁶⁾ 働きであり、これは、「全面的な譲渡」そのものを意味する。次に、「われわれは、団体の中での各構成員を、分割不可能な全体の部分として受け入れる」⁽⁶⁷⁾ ことが要件となり、共同体の構成員としての権利が、同時に保証されるのである。そのような二つの作用を備えた「社会契約」の定義を、兆民は、「人々みずから其の身と其の力とを挙げて之を衆用に供し、之を率いるに衆意の同じく然る所を以てする」と訳⁽⁶⁸⁾して、共同体の構成員が権利を獲得する部分は、訳文に示されていない。兆民によれば、人々は、あくまで「衆用」のために役立つことが重要であり、「衆意の同じく然る所」に基づいて人々の「身」と「力」を統率することが課題となる。したがって、兆民訳では、「衆用」に従属した人々の統治形態が強調されることになる。兆民のこうした翻訳態度は、「社会契約」成立後の論述を訳す時に、より明確に表されるのである。

ルソーは、「この結社行為（＝社会契約）は、直ちに各契約者の個人的な人格に代わって、一つの複合的な倫理的な人格を作り出す」⁽⁶⁹⁾と述べて、公民の誕生を提起している。この「複合的な倫理的な人格」とは、家長である公民を意味し、単なる民衆を指しているわけではない。実際、ルソーは、『エミール』の中で、「家族が社会と交渉持つのは家長を通してなのだから、家族全体の身分を決めるのは、家長の身分だ」⁽⁷⁰⁾と述べているし、また、『新エロイズ』では、理想的な共同体を表すクララン共同体は、ヴォルマルを家長として成り立っていることを忘れてはならない。⁽⁷¹⁾

そしてルソーが、「その倫理的な人格が集会における投票者と同数の構成員から成り、この同じ結社行為から、そ

の統一、その共通した人格、その生命、その意志を受けとる」と付け加えているのは、家長たちによって成り立つ共同体を想定しているからである。

「社会契約」の土台を成すこの部分は、兆民訳によれば、「是の体や、議院を以て心腹と為し、律例を以て気血と為し、斯くて以て其の意思を宣暢する者なり。是の体や、自から形を有せず、衆身を以て形と為す。自から意を有せず、衆意を以て意と為す」となっている。

「議院」や「律例」の設定が、国家建設に不可欠な要因であることがこの訳文で指摘され、力点は、あくまで「衆身」や「衆意」という全体的な概念に置かれている。確かに、そこには、個が全体に包摂されてしまう発想を認めることができる。その兆民訳を取り上げて、訳者はルソーの潜在的な思考様式を一層明確に示したと考えることも不自然ではないだろう。⁽⁷⁴⁾しかし、個が全体に包摂される働きは、表層的な現象に過ぎず、家長による共同体を想定した「社会契約」では、主体は家長である点を忘れてはならない。ルソーの発想は、むしろ、家長である構成員とその意志全体を反映した共同体との相互作用として捉えられていると見なす方が妥当であり、決して一方が他方に包摂したり、解消すると考えることは慎む必要がある。ルソーは、そのために、「この多数者がこのように集合して一つの団体を作るとすぐに、一人でもその構成員を傷つければ、必ず団体を攻撃したことになるし、まして団体を傷つければ、必ず構成員たちの恨みを買うことになる」と主張することになる。⁽⁷⁵⁾その結果、構成員と共同体との相互作用は、「義務と利益とが等しく双方の契約当事者を縛り、相互に助け合うようにさせる。そして、同じ人々が、この二重の関係のもとで相互扶助に基づくあらゆる利点を結びつけようと努めるに違いない」と、ルソー

は補足して、「相互に助け合う」*s'entre-aider mutuellement* ことを重視するのである。したがって、個と全体は、相互的な関係にあり、ルソーは決して安易に個を全体に包摂する発想を取り入れているわけではないことがわかる。

ところで、国家統治の視点からルソーを解説してきた兆民は、そうした叙述部分を、次のように訳している点に注目しなければならない。すなわち、「社会契約」の相互作用をルソーが記した箇所は、「凡そ此の約に与る者は、其の君たりて令を発すると臣たりて命を承くると、並びに常に相い共に助を致さざる可からず。是れもとより義の在る所にして、亦た利の存する所なり。君たりて令を出し、能く義に違わざらんか、臣たりて必ず之が利を享けん。臣たりて職を挙げ、能く道に背かざらんか、君たりて必ず之が福を獲ん⁽⁷⁷⁾」となっている。

ルソーの原文では、「君」に相当する「主権者」*Souverain* も、「臣」にあたる「臣民」*Sujets* も見当たらない。しかし、全体と個との相関関係を、「令を発する」働きをする「君」と「命を承くる」役割をする「臣」という上下関係を置き直しているのは、当時の読者に理解させるために、訳者が伝統的な君臣関係を導入したと考えられる⁽⁷⁸⁾。

実際、「民約」に対する兆民の考えにも、同じ発想を見出すことができる。ルソーは、「結社行為は、公衆（*II* 人⁽⁷⁹⁾）と個々人との間の約束を含む」と述べているが、兆民はそれを、「是れ君と臣と交ごも盟って成す所なり」と訳し、君臣関係を設定している。こうしてみると、「社会契約」を結ぶ構成員の能動的な行為は不明瞭にならざるをえない。もっとも、兆民は、ルソーの原文に従って「君なる者は、衆を合して成る⁽⁸¹⁾」と訳して、「君」は構成員

全体の意志を表象していることを忘れてはいない。しかも、「君たるや、己ひとり専らにするに非ずして、必ず衆と偕にす⁽⁸²⁾」という訳文が示しているように、「君」は決して単なる支配者を意味しているわけではないことを、兆民は十分に理解しているのである。それにもかかわらず、「君」や「臣」という訳語には、上下・主従関係を含む発想を認めることができ、そうした訳語を用いる限り、個と全体との緊密な相関関係を重視するルソーの思考様式を明確に表すことは非常に困難となろう。

また、「社会契約」によって成立する都市国家 *Cité* や公民 *Citoyens* というルソーの用語は、それぞれ「国」と「国人」(または「士」)に訳されていることに注目する必要がある。『民約訳解』には訳出されていないけれども、ルソーは、第一巻第六章で、都市国家 *Cité* について、「この *Cité* という語の真の意味は、現代人の間では、ほとんど完全に見失われてしまっている⁽⁸³⁾」と述べている。確かに、*Cité* は都会の意味を含むが、ここではむしろ、国家共同体を指し示し、「共和国」*République* や「政治体」*corps politique*⁽⁸⁴⁾と同義語である。ルソーは、まさにそのため、「大多数の人は、都会 *vill* を都市国家 *Cité* と、ブルジョワ *bourgeois* を公民 *Citoyen* と取り違えている。都会をつくるのは家屋だが、都市国家は公民がつくるものであることを、彼らは知らない⁽⁸⁵⁾」と指摘して、公民こそが都市国家をつくることを強調することになる。その場合、公民は国家共同体を構成する家長を指しているのである。兆民が、*Citoyen* を「国人」と訳したのは、ルソーのそうした意図を十分考慮に入れていると言える。しかしながら、ルソーは、あくまで家長によって成立した国家共同体の理念を論述しているのであり、兆民のように近代的な国民国家の発想に基づいて「国人」の概念を想定しているのではないことを忘れてはならない。

こうしてみると、「社会契約」の成立に関する兆民の翻訳態度は、近代的な統治国家を想定する視点から逸脱していないことがわかる。しかし、ルソー自身が、実際にそのような視点から理想的な国家共同体を構想していたのかについては、議論の余地がある。そこで、ルソーと兆民の発想方法を明らかにするためにも、近代国家の視点から議会政治の理念を提示した第三段階の訳文を考察しなければならない。

③ 主権と統治形態（第二段階の問題点）

「社会契約」の成立基盤は、一般意志の設定であり、一般意志は、公共の利益に関する構成員全体の意志を表象した概念である。そして、「一般意志のみが、公共の福祉という国家設立の目的に従って、国家の様々な力を指導することができる⁽⁸⁷⁾」という文章が示しているように、一般意志は、「公共の福祉」le bien commun を実現する働きをする。しかも主権は、「一般意志の行使⁽⁸⁸⁾」を表すので、それ自体、絶対的な価値を持つことになる⁽⁸⁹⁾。

しかしながら、現実の人間社会では、すべての構成員が、必ずしも常に同一の意志を表明するとは限らない。ルソーは、こうして、一般意志の設定から、人間社会に見られる具体的な諸現象を取り上げていくことになる。そして、社会の様々な統治機構を模索しながら、ルソーは一般意志の概念を再確認していくのである。

例えば、人間社会の中には、公共の利益とは異なる個別的な利益が生ずることがある。その場合、一般意志が、個別的な利益を示す「特殊意志⁽⁹⁰⁾」に従属することは、一般意志そのものの価値を否定することにもなる。一般意志は、あくまで構成員全体の意志を一般化した概念であり、そこには、特殊意志が介入する余地は全くないからである。ルソーは、そのために、「支配者が現れた瞬間に、もはや主権者はいなくなり、そのときから政治体は破壊さ

れる⁽⁹¹⁾」と言明させしている。ところで兆民は、この部分を、「一邦の民、若し一人を挙げて之に托するに君権を以てし、而して永く其の令するところに従いて敢て忤違すること無からんと約せば、是の約は則ち是れ其の由りて以て民たるところの本旨を破壊するなり」と訳して、ルソーよりも具体的に一般意志の崩壊過程を描出している。「君権」を特定の人間に委ねることは、「民約」によって「民たるところの本旨を破壊する」ことになる。この訳文は、憲法の作成や国会の開設がまだ実施されていない時期に、特定の人物によって掌握される「君権」の危険性を警告しているように思われる。そして、「君権」が特定の人間に委託された場合、その人間は、「君に非ず、主人のみ⁽⁹³⁾」と見なされ、しかも兆民は、「是の民や、復た民に非ず、奴隸のみ⁽⁹⁴⁾」と付け加えて、ルソーの意図を明確に伝えている。「主人」や「奴隸」という語は原文にはないけれども、その用語は、『学問芸術論』から『エミール』に至る思想的著作の中で、繰り返し社会批判を試みたルソーの主要な概念装置を特徴づけていることに注目しなければならない。特に、『人間不平等起源論』で批判の対象となっているのは、支配と被支配によって成り立つ現実の社会制度であり、隷属的な相互依存状態の不当な合法化である。ここでは、ルソー自身の比喩的な表現を用いれば、「あることと見えることが全く違ったものとなった⁽⁹⁵⁾」状況が問われることになる。「あること」*être*、つまりそれ自体で充足した人間のあり方は、他者との依存状態に置かれる時、本来の人間性が歪められて、単なる恣意的な外観を示す結果となる。「見えること」*paraître*の意味内容は、人間のそうした変質過程を表すのである。その典型的な依存状態が、主人と奴隸の關係に他ならない。兆民訳は、その意味で、ルソーの意図を見事に代弁していると言えよう。ところでルソーは、一般意志に対立するのは特殊意志だけでなく、「特殊意志の総和⁽⁹⁶⁾」を表す「全体意

志」⁽⁹⁷⁾ la volonté de tous でもあることを指摘している。すなわち、すべての構成員の意志が、「共同の利益」⁽⁹⁸⁾ ではなく、共同体全体の利益とは異なる特殊な利益に関わる時、その意志は決して一般意志と見なすことができない。しかし、構成員の意志がそうした特殊な利益を排除して、「共同の利益」に向かう場合には、一般意志を生み出す可能性がある。したがって、一般意志が成り立つためには、全体意志の形成が前提条件となる。

この一般意志と全体意志の相違点は、兆民訳によれば、「衆志なるものは、衆人の共に然りとするところなり。衆人の志なるものは、衆人の自から然りとするところなり。故に衆志なるものは常に公に趨り、而して衆人の志なるものは常に私に趨る」⁽⁹⁹⁾ となっている。ここで「衆人の共に然りとする」意志は、共同体全体の利益を重視する一般意志を示し、全体意志は、「衆人の自から然りとする」という表現で書かれているように、個別的な意図に関わることになる。そして訳者は、「自から」という語句の具体的な説明をつけ加えるのである。

すなわち、社会のすべての構成員が討議をする場合、「衆人は皆な其の私を挟んで以て議に臨む」⁽¹⁰⁰⁾ ために、様々な意見が現れる。そして、議論の最中に、いかに極端な意見が提出されたとしても、「議は常に中正を得て、失錯或ること」⁽¹⁰⁾ が起こらなければ、一般意志の所在を設定することができる。しかし、構成員が特定の徒党を作り、集団としての特殊意志を主張する時は、全体意志を表すに過ぎない。こうした事情を、ルソーは、「部分的な結社である徒党が、大きな結社を犠牲にして作られると、これらの部分的な結社の各々の意志は、その構成員に対しては一般的であるが、国家に対しては特殊となる」⁽¹⁰²⁾ と述べて、全体意志を掲げる特定の徒党が形成されることを警戒している。この部分の兆民訳は、ルソーよりも具体的な政治形態を描き出していることに注目する必要がある。す

なわち、「衆おのおの私に党を樹て、相い約して成議を執る有れば、則ち此の議や、其の党よりして言えば則ち公と為すも、挙国民よりして言えば則ち私たるを免れず」と、兆民は訳し、政党の派閥を想定した現実的な表現内容となっている。

実際、兆民は『東洋自由新聞』で、藩閥政府を厳しく批判し、その弊害を取り除くためには、国会を開設することが必要であることを主張している。しかし、たとえ国会が開設されたとしても、「衆おのおの私に党を樹て、相い約して成議を執る有れば」、国民全体の意見は反映されず、党利党略に基づく特殊意志が出現するだけである。そして兆民は、「特殊な意見」⁽¹⁰⁵⁾ un avis particulier と書かれたルソーの言葉を、「党首の私志」⁽¹⁰⁶⁾ という用語に置き直して、特定の政党によって私物化された政治形態を批判することになる。また、一般意志の成立についても、兆民は、現実的な議会制度の概念を導入した訳文を作り出している。すなわち、ルソーの原文を敷衍しながら、兆民は、「皆な議院の允准を得るに非ざれば、視て公志と為す可からず。已に議院の允准を得れば、是れ亦た挙国の志なり」と訳して、一般意志の成立には、「議院の允准」を獲得することが要件となる点を指摘するのである。⁽¹⁰⁷⁾

こうした翻訳態度は、立法権と執行権の説明についても見出すことができる。兆民は、「令を造るの権は議院これを掌る、令を行うの権は則ち百司吏士これを掌る」と説明して、議会制度の発想を取り入れている。むしろ、兆民が『民約訳解』を執筆した時点では、国会はまだ開設されていないために、当時の社会の中に議会政治の具体的な事態を検証することはできない。したがって、兆民は、ルソーの文章を読み解きながら、日本の来るべき議会政治の形態を予告さえする訳文を作り出していることになる。確かに、それらの訳文は、ルソーの原文と照合してみ

れば、誤訳と言えるかもしれない。しかしながら、兆民は、近代日本の将来の政治形態を見据えながら、ルソーの著作を現実的な視点から翻訳していったのである。『民約訳解』は、その意味で、日本の理想的な議会政治のありかたを提示した作品であると見なすこともできる。

さて、国家共同体が成立するためには、特殊意志や全体意志を取り除くばかりではなく、構成員全体に対して「普遍的で強制的な力」*une force universelle et compulsive* ⁽¹⁰⁾を課すことが要件となる。主権は、「一般意志の行使」⁽¹¹⁾を示すために、それは、主権の強化につながる。ルソーは、その場合、国家を人間の身体にたとえながら、「自然がそれぞれの人間に、その体のすべての部分に対する絶対的な力を与えているように、社会契約は政治体に対する全構成員に対する絶対的な力を与える」⁽¹²⁾と述べて、「絶対的な力」*un pouvoir absolu*こそ、「政治体」を維持する前提条件であることを主張している。兆民は、この部分を「人なるものは、命を天に受けて其の身を総撰するもの、邦国なるものは、命を約に受けて其の衆を総撰するものなることを。衆を総撰するの権は、即ち予の所謂る君権これのみ」⁽¹³⁾と訳し、「君権」が「衆を総撰するの権」を持つことを指摘している。したがって、兆民訳では、「普遍的で強制的な力」という語句はあまり反映されず、全体の統治形態に重点が置かれることになる。

しかし、ルソーの意図を理解するためには、国家共同体に想定された「普遍的で強制的な力」の機能を考察に入れることが必要である。ルソーの理想的な社会機構は、家長によって成立した国家共同体であり、その中で、構成員が全体の利益に寄与するとともに、その利益を平等に享受する仕組みを備えている。そして、国家共同体は、それ自体、自立した世界を成し、構成員の自由が保護されうるような機構である。⁽¹⁴⁾むろん、ルソーのこうした発想か

ら、近代的な全体主義的国家の原形を早急に導き出すことは、慎まねばならない。⁽¹⁴⁾ ルソーは、国家権力が構成員を一方的に支配するような全体主義的国家を想定しているのではなく、自立した限定された国家共同体の中で、構成員が自由を享受し得る社会機構を考えているのであり、そこには、近代的な国家支配機構はむしろ否認されていると考えられる。⁽¹⁵⁾ ルソーは、そのために、「われわれを社会全体に結び付けている約束が拘束力を持つのは、その約束が相互的であるからに他ならない」と主張するのである。主権は、そうした「相互的な」約束に限定されるべきであり、それから逸脱することは、一般意志そのものを破壊することになる。「主権がいかに絶対的であり、神聖であり、侵すべからざるものであろうとも、一般的な約束の限界を越えることはなく、また越えることができない」という文章は、そのような事情を端的に示しているのである。⁽¹⁷⁾

ルソーが「相互的な」約束を重視するのは、一般意志が、特殊意志や全体意志の介入によって容易に破壊されやすいためである。その結果、一般意志の公正さをルソーは強調することになる。⁽¹⁸⁾

兆民は、以上のようなルソーの論旨を、豊富な具体例を用いて、正確に捉えている。しかしながら、「主権の行為」が、「上位者と下位者との約束ではなく、団体とその各構成員との約束である」というルソーの文章は、兆民訳では、「律例なるものは、君権の施為するところと云うと雖も、実は全体と片段と相い共に約を為すものたるに過ぎずして、決して視て尊と卑と相い共に約を為すものと為すを得ず」となっている点に注目する必要がある。ここでは、「主権の行為」は法律を表す「律例」に変えられているばかりではなく、ルソーが重視する「団体と各構成員との約束」は、「全体と片段と相い共に約を為すものたるに過ぎず」と訳され、やや否定的な意味内容になっ

ている。このような訳語や文意の混乱は、ルソーの思考内容を当時の近代日本に移植するのがいかに困難な仕事であるのかを物語ってしよう。

しかし、例えば、一般意志と特殊意志の対立を具体的に説明する兆民の訳文は、現実の政治形態を、原文以上に生き生きと描き出すことに成功していることも認めねばならない。

兆民は、当時の政治事情を考慮して、あくまで特定の党派が形成されることを危惧し、特殊意志に関わる限り、君権の否定に至ることを指摘して、次のような説明を付け加えている。すなわち、「凡そ総統官を選び、及び人を賞し人を罰するの類は、其の利害は独り一人もしくは数人に関するのみ。其の他は則ち藐然として心を用うるところ無し。苟くも心を用うるところなければ、則ちその議を執るの正を得ること、復た望む可からず。故に凡そ是の数は、皆な君権の預るところに非ずして、特だ吏士の職のみ」と。

こうした文章は、党利党略による国家体制が形成されつつある当時の日本に対する痛烈な批判となっている。ところで、本稿の冒頭で指摘したように、『民約訳解』は、『社会契約論』第二卷第六章で中断されている。そこで、その中断理由を考察するためにも、最後に、法律の特質が論述されている第二卷第六章の訳文を検討しなければならぬ。

法の機能は、政治体と構成員との相互的な約束を具体的に表現することであり、その適用対象はすべての人民の公的な利益に及ぶ。その場合、法の制定は、一般意志を表象した人民自身に属するので、社会的な公正さを備えていることが要件となる。法の特性に関するこうしたルソーの考えを、兆民は、「其の挙国民たるは則ち終始一致、

初めより党を分つこと有ること無し。夫れ然らうして後、其の発する所の志と其の決する所の事と、並びに公にして私に非ず⁽¹²²⁾と訳している。ここで、人民は「国民」に置きかえられ、法の公的な性質が強調される。憲法がまだ作成されていない時期に、ルソーの原文を読み解く兆民は、現実の政治形態を想定しながら、訳文を書き記すのである。実際、ルソーが、特殊意志の行為に言及しながら、「特殊な対象に関わる全ての機能は、立法権に属さない⁽¹²³⁾」と述べる時、兆民は、その文を「凡そ事の独り一人もしくは数人の利害に関するものは、議院の与らざる所にして、君権の存せざる所なり⁽¹²⁴⁾」と訳し、「立法権」を具体的な「議院」に変えている。来るべき議会政治の実現を予測する兆民の発想を、そこに見出すことができる。

同様に、「主権者でさえ、特殊な対象について命じたことは、もはや法ではなくて命令であり、主権の行為ではなくて行政機関の行為なのである⁽¹²⁵⁾」というルソーの文章は、兆民訳では、「民の議して之を決する所と雖も、若し一人一事に局りて汎く衆に及ばざれば、是れ特だ詔誥なるのみ、未だ視て律例と為すことを得ず。是れ特だ吏士の事のみ、未だ視て君の為と為すことを得ず⁽¹²⁶⁾」となっている。人民の意志、つまり「公志⁽¹²⁷⁾」を反映しない「律例」は、「未だ視て君の為と為すことを得ず」というわけである。ここでも人民全体の意志が重視され、法律は、その意志を実現しうる⁽¹²⁸⁾ことが、強調されている。しかし、議会政治に対する兆民の理念が、訳文に最もよく示されているのは、「共和国」の定義に関する文章であろう。

ルソーは、「共和国」について、「法律によって統治された国家を、その政治形態がなんであろうと、すべて共和国と呼ぶ⁽¹²⁹⁾」と述べ、「共和国」が、「公共の利益⁽¹²⁹⁾」や「公共の事柄⁽¹³⁰⁾」を実現しうる法律によって支えられていること

を指摘している。兆民は、その箇所を、「若し一邦ありて、独り律例の束する所を被りて其の他を知らざれば、余は必ず之を自治の国と曰わん」⁽¹³¹⁾と訳し、人民が自ら統治する点を重視するのである。そして、「凡そ政の理に合するもの、皆な自治の政となす」⁽¹³²⁾と兆民は書き記して、「共和国」である「自治の国」を、理想的な政治形態と見なしている。

このような訳文に加えて、訳者は更に、原語の *Republique* を説明し、独自の見解を主張することになる。すなわち、兆民は、「列士彪弗利は即ち公務の義、猶お衆民の事と言わんがごとし。一転して邦の義を成す、又た政の義を成す」⁽¹³³⁾と述べて、「列士彪弗利」を「衆民の事」に結びつけて、説明している。理想的な国家建設にとって、「民すでに自から律例を造為するの権を操る」⁽¹³⁴⁾ことが要件となり、そこには、憲法の作成に対する兆民自身の理念を認めることができよう。

実際、兆民は、『東洋自由新聞』の中にも、理想的な政治形態を述べた記事を掲載し、『民約訳解』と同じように、「共和国」の定義を試みている。ここでは、ラテン語の *res publica* は、「公有物ノ義」と見なされ、「此公有ノ義ヲ推シテ之ヲ政体ノ上ニ及ボシ共和共治ノ名ト為セルナリ」⁽¹³⁵⁾と兆民は説明して、「共和共治」を「自治」の同義語として捉えている。そして兆民は、「苟モ政権ヲ以テ全国人民ノ公有物ト為シ一二有司ニ私セザルトキハ、皆『レスピュブリカー』ナリ、皆ナ共和政治ナリ」⁽¹³⁶⁾と述べて、「一二有司」によって私物化される政治形態を否認している。その場合、君主の機能は、「立法行政二権ノ間」⁽¹³⁷⁾に置かれ、あくまで人民の「和解調整」⁽¹³⁸⁾を行なうと、兆民は考えている。君主の権力を、こうして制限するために、兆民が提案する「君民共治」⁽¹³⁹⁾は、理想的な統治機構を持つ

ことになる。「君民共治」では、何よりも人民が主体であり、君主は、人民全体の意志を調整する代表者に過ぎないのである。そうした統治機構が、「共和国」、つまり「自治の国」の理想的な政治形態に他ならない。兆民は、まさにそのために、「宰相ヲ選スル者ハ人民ナリ、其法律ヲ立ツル者亦人民ナリ、夫レ人民段段自ラ法律ヲ立テテ又自ラ選抜スル所ノ宰相ヲシテ之ヲ執行セシムレバ、則チ行政立法ノ権並ニ皆人民ノ共有物ナリ」と断言することになる。

しかしながら、ルソーは必ずしも人民に全幅の信頼を置いてはいるわけではない。第二巻第六章の末尾で、「先が見えない大衆は、何が自分たちのためになるかをめったに知らないから、何を望んでよいのかが分からないことがよくあるのに、彼等は一体どうして、体系的な立法というような、あのように巨大で困難な大事業を自力で遂行しうるのだろうか⁽¹⁴¹⁾」とルソーは述べて、人民の能力をむしろ疑問視するのである。人民全体の意志を正確に捉え、しかも政治体を正しく機能させようのような展望を持つことは、確かに至難の課題かもしれない。しかしそのために、人民の能力に疑義を抱くことは、一般意志の基盤そのものを揺るがすことになりかねない。ルソーのそうした見解は、「民の権を有することを明らかにす⁽¹⁴²⁾」という意図を抱いて、『社会契約論』の翻訳に取り組んだ兆民の決意を裏切ることになるかもしれないだろう。

ともかく、「一般意志は常に正しいが、それを導く判断は常に啓蒙されているわけではない⁽¹⁴³⁾」という文章が示しているように、ルソーは、人民の教化を重視するのである。そして、人民全体の意志を適切に導くのは、卓越した能力を備えた「立法者」(兆民の用語では「制作者」⁽¹⁴⁴⁾)であり、「立法者」こそ、法律の作成に相応しいことになる。

しかし、立法者は、決して支配者ではなく、立法権を持っているわけでもない。⁽¹⁴⁵⁾ 法律を承認するのは、あくまで人民であり、立法者が一般意志に反した法律を作成することは不合理となる。したがって兆民も、「律例を建立するは民の事にして、律例を造為するは制作者の事なり。蓋し制作者は民の托を受けて律例を制為し、之を民に授く。民は従いて著して邦典と為す」と説明し、「制作者」は、「民の托を受けて」法律を作成することが要件となる。そして、法律の採用は、「独り民の任ずるところ」⁽¹⁴⁷⁾ に委ねられるわけである。こうした論述を辿る限り、ルソーの論法は、決して矛盾しているわけではない。

しかし、「前章（＝第二巻第六章）は文義きわめて糾纏、読者おそらく解し難きに苦しまん」と、訳者自身が打ち明けているように、兆民は、ルソーの論旨を正確に把握した確信を必ずしも抱いていないわけではない。それが、果たして兆民によるルソー理解の不十分さに由来するものか、あるいはまた、自らルソー理解の困難さを意図的に表明することにより、理想的な政治形態を近代日本に紹介するためには、「立法者」や「人民」に関する叙述はむしろ不適切だと兆民が判断したためであるのか、容易に断定することはできない。

いずれにせよ、『民約訳解』は、第二巻第六章で、突然中断されているのであり、訳者は、暑さによる「神気疲困」⁽¹⁴⁹⁾ のために、それを中断したとは考えにくい。もちろん、当時の政治事情を考慮に入れることも重要だが、その前に、『社会契約論』全体を検討しながら、ルソー自身の基本的な思考様式を明らかにすることが要件となる。そうすることにより、ルソーの政治思想における「立法者」や「人民」の特質を正しく見極めることが可能となろう。したがって、兆民が捉えたルソー像と本来のルソー像との間に、どのような相違点が認められるのかを詳細に検討

することは、近代日本思想史における『民約訳解』の歴史的意義を正當に評価するための前提条件となる。『社会契約論』の部分訳である『民約訳解』の叙述だけに基づいて、兆民の思想的立場を論ずることは、「東洋のルソー」という人口に膾炙された兆民の政治思想を十分に捉えたことにはならないだろう。『民約訳解』中断の理由もその時、思想的な観点からある程度まで論究することができると思われる。

そこで次に、『社会契約論』を検討しながら、ルソーの基本的な思考様式を考察する段取りである。

注

(1) 『中江兆民全集』(以下『全集』と略称) 第一卷、岩波書店、一九八三年刊、一三三頁。

(2) 同右

(3) 井田進也『中江兆民のフランス』、岩波書店、一九八七年刊、一九〇—一九二頁。井田氏は、兆民の『国会論』を引用し、当時、ドイツから帰国した伊藤博文に対する批判こそ、『民約訳解』の翻訳を第二卷第七章(「立法者について」)から放棄した理由であると推測している。すなわち、「兆民もまた帝国憲法を目前にして、これらの古典的モデル(リュケルゴスなど)と憲法起草者伊藤博文との落差を示して、伊藤が「眼孔ある制作家」とはいいたくないこと、したがってその起草するところの憲法も「当代を照燭し後世に軒昂する一大典章」たりえないことを、狂えるが如く奉祝気分にひたる人民大衆に警告したのではあるまいか」と(同書、一九〇頁)。したがって、第二卷第七章以後を訳すことは、プロイセン憲法をただ「おうむのごとく猿のごとく」(同書)模倣する伊藤博文の試みを正当化することになるわけである。井田氏は、そのために、『民約訳解』は第二卷第十六章までしか訳出されなかったと考えている。そして、「思うに『民約訳解』は、徹頭徹尾、立法者伊藤に対する兆民の異議申し立ての意図をもって世に問われたものであり、それが伊藤の欽定憲法論に対抗する国約憲法論の論拠として提示されたものであってみれば、『政理叢談』誌上におけるその連載期間が伊藤の渡欧憲法調査と符号を合わ

せたごとくであるのも、けだし偶然の一致というべきではない」(同書、一九二頁)と、井田氏は断定さえしている。

こうしてみると、最初から第二巻第六章までの『社会契約論』の叙述は、ルソーの思想を正確に翻訳しているのかどうかを、改めて検討し、第二巻第七章以後のルソーの発想が、井田氏が指摘しているように、民権主義者兆民にとって本当に不都合な部分なのかどうかを、近代日本の政治状況の中ばかりではなく、ルソーの思想的文脈の中でも問い直すことが必要である。井田氏の見解は、『民約訳解』中絶の理由を当時の政治的な状況に結びつけながら論じている点で、評価することができる。しかし『民約訳解』は、あくまで『社会契約論』の翻訳である限り、ルソーの思想的な立場を正確に理解することが要件となる。そうすることにより、兆民がルソーのどの部分をいかに捉えようとしたのかを明らかにすることができらる。本稿は、二人の思想家(ルソーと兆民)をいわば内在的に把握しながら、『民約訳解』における翻訳の問題に取り組む試みである。その作業を通して、近代日本の翻訳文化の一側面を、思想的な観点からある程度まで明確にすることができると思われる。

- (4) 『全集』第一巻、一三二頁。
- (5) 同右、一三四頁。
- (6) 同右、一四〇頁。
- (7) 同右、一五九頁。
- (8) 同右、一九七頁。
- (9) Rousseau: *Du Contrat social, Œuvres complètes*, tome II, éd. B. Gagnebin et M. Raymond, Bibliothèque de la Pléiade, Paris, Gallimard, 1964, p. 354.
- (10) *Ibid.*, p. 355.
- (11) *Ibid.*, p. 353.
- (12) *Ibid.*, p. 356.
- (13) *Ibid.*, p. 352.
- (14) *Ibid.*

- (15) 『全集』第一巻、一三三頁。
- (16) Rousseau, *Du Contrat social*, op. cit., p. 352.
- (17) 『全集』第一巻、一三九頁。
- (18) Rousseau, *Du Contrat social*, op. cit., p. 359.
- (19) 『全集』第一巻、一五五頁。
- (20) Rousseau, *Du Contrat social*, op. cit., p. 359.
- (21) 『全集』第一巻、一五五頁。
- (22) Rousseau, *Du Contrat social*, op. cit., p. 351.
- (23) 『全集』第一巻、一三七頁。
- (24) 同右。
- (25) 同右、一三八頁。
- (26) Rousseau, *Du Contrat social*, op. cit., p. 365.
- (27) 『全集』第一巻、一三八頁。
- (28) 同右。
- (29) Rousseau, *Du Contrat social*, op. cit., p. 365.
- (30) 『全集』第一巻、一三八頁。
- (31) Rousseau : *Du Contrat social*, op. cit., p. 352.
- (32) 『全集』第一巻、一四〇頁。
- (33) 実際、柳父章氏は、当時の自然科学の分野では、「nature」の翻訳語としては、「天」とか「天然」とか「天地」とか「万物」などを使うのがふつうであった」(柳父章『翻訳語成立事情』、岩波書店、一九八二年刊、一三八頁)と指摘している。また、福沢諭吉の『文明論之概略』でも、自然を「天の約束」(『福沢諭吉選集』、第四巻、岩波書店、一九八一年刊、五〇頁)や「天命」(同右)としたり、「天理」(同右、五六頁)と表現している。しかし、その最も有名な例は、『学問のすすめ』

の冒頭の文（「天は人の上に人を造らず人の下に人を造らずと言えり」）であろう。

- (34) Rousseau: *Du Contrat social, op. cit.*, p. 355.
- (35) 『全集』第一巻、一四六頁。
- (36) 特に、『民約訳解』第一巻第二章の訳文に認められる。
- (37) 久米邦武編『米欧回覧実記』(一)、岩波書店、一九七七年刊、二〇六頁。
- (38) 同右、二二三頁。福沢諭吉の『文明論之概略』にも、「自主自由の権」（『福沢諭吉選集』、第四巻、前掲書、五九頁）という語句が見出される。特に、西洋文明の由来を叙述する箇所に（前掲書、一六〇頁）、「自主自由」の誕生が記されている。
- (39) 『全集』第一巻、一四頁。兆民はまた、友人西園寺公望氏に対して、次のように評価している。すなわち、「夫レ君誠心以テ自主自由ノ大義ヲ崇尚シ以爲ラク此レ道ニ適シ理ニ合シ固ヲ有チ家ヲ有チ身ヲ修メ人ヲ治ムル者一日之ヲ欠ク可ラズト」と（『全集』、第十四巻、三八頁）と。ここで用いられている「自主」と「自由」は、ほぼ同義語と見なしてよい。
- (40) 柳父 章、前掲書、一七八頁。
- (41) 『福沢諭吉選集』、第一巻、岩波書店、一九八〇年刊、一〇四頁。
- (42) Rousseau: *Du Contrat social, op. cit.*, p. 351.
- (43) 『全集』第一巻、一三六頁。
- (44) 同右、第八巻、一九二頁。
- (45) 同右、一九三—一九四頁。
- (46) 同右、第十一巻、二八頁。
- (47) 同右、第八巻、二〇五頁。兆民は、「一年有半」の中で、「民権是れ至理也、自由平等是れ大義也」（同右、第十巻、一七七頁）と述べ、しかもそれらは、「欧米の専有に非ざる也」（同右）と、断定して、「民権」と「自由平等」が国家社会を越える普遍的価値を表すことを指摘している。こうした思考様式は、例えば、「先王ノ道」（『辨道』）を絶対視して、現実の歴史社会を相対化しながら批判した、萩生徂徠の態度と似通っている。
- (48) 同右、二〇七頁。

- (49) 同右、第一巻、一五六頁。
- (50) ルソーの原文は、「多数決の法もまたそれ自体、約束による取り決めであり、少なくとも一度は全員的一致があったことを前提としてこそ」(Rousseau: *Du Contrat social*, op. cit., p. 359)となっていて、「約束による取り決め」に *établissement de convention* が、「民もつ共に約して邦を建つる」と訳されているのである。
- (51) Rousseau: *Du Contrat social*, op. cit., p. 359.
- (52) 『全集』第一巻、一五四頁。
- (53) Rousseau: *Du Contrat social*, op. cit., p. 352.
- (54) *Ibid.*, p. 360.
- (55) *Ibid.*
- (56) 『全集』第一巻、一五七頁。
- (57) Rousseau: *Du Contrat social*, op. cit., p. 360.
- (58) 『全集』第一巻、一五七頁。
- (59) 同右。
- (60) 同右。
- (61) 同右。
- (62) 同右。
- (63) Rousseau: *Du Contrat social*, op. cit., p. 360.
- (64) 『全集』第一巻、一五八頁。
- (65) 実際、兆民は、「党人咸な皆な其の権を挙げて之を党に納れて、一人の自から異にする無し。是の如くして、然る後に利を分つこと均しきを得ん。利を分つこと均しうして、然る後に自から利し人を害するの心、由りて生ずる無きなり。党人ことごとく其の権を納れて、遺すところ無し」(同右)と補足している。
- (66) Rousseau: *Du Contrat social*, op. cit., p. 361.

(67) *Ibid.*

(68) 『全集』第一巻、一五九頁。この点について、中村雄二郎氏は、「全体」のなかでも原理的に残るべき「個人」的契機が稀薄になっている(中村雄二郎『近代日本における制度と思想』、未来社、一九六七年刊、一四六頁)と指摘しているが、それが兆民のどのような思考様式に由来するのか、残念ながら、論証されていない。

(69) Rousseau: *Du Contrat social, op. cit.*, p. 361. なお「複合的な倫理的人格」を示すルソーの原語は、*un corps moral et collectif* である。このルソーは「個別的な倫理的人格の契約により複合的な倫理的人格が成り立つ」(村上淳一『権利のための闘争』を讀む』、岩波書店、一九八三年刊、一四六頁)と解釈した村上淳一氏の見解に従って、上記の訳語にした。

(70) Rousseau: *Émile, Œuvres complètes, tome IV*, éd. B. Gagnebin et M. Raymond, Bibliothèque de la Pléiade, Paris, Gallimard, 1969, p. 766. ルソーはまた「エミールに於て」「一家の主人とならざるに於て」あなたは国家を構成する者にならうとじている」(*Ibid.* p. 823)と述べて、国家を構成するのは、「一家の主人」*chef de famille*であることを指摘していることに注目しなければならない。

(71) この点に関して、水林章氏は、「ヴォルマールの所領は、伝統的なオイコスの性格を色濃く残しつつも、もはや中世的・封建的な所領ではありえず、むしろそこから脱出を試みつつある多少とも「産業的」な世界であるということ。しかし同時に、クラランはあくまでもオイコスであり、いまだに、国家から分離した経済社会としての市民社会の中には取り込まれていないということ」(水林章『幸福への意志』、みすず書房、一九九四年刊、三二九—三三〇頁)を重視している。この指摘は、ルソーは決して近代に固有な思想家ではないことを例証する点で、注目に値する。

(72) Rousseau: *Du Contrat social, op. cit.*, p. 361.

(73) 『全集』第一巻、一六〇頁。

(74) 中川久定氏は、西田幾多郎や大江健三郎の例を引用しながら、自我意識に乏しい兆民訳は、日本人固有の心理様式を示すことを論証する。そして、そのような心理様式は、実は、ルソーの中にも潜在的に見出され、兆民訳のために、ルソーの潜在的な意識が浮き彫りにされたと、中川氏は見なしている(Hisayasu Nakagawa: *Des Lumières et du compar-*

tisme. *Un regard japonais sur le XVIII^e siècle*, P. U. F. 1992, pp. 307-317)。その論証方法は、確かに、見事であるけれども、個が全体に包摂されるルソーの発想形式に、あまりに捕われすぎていて、ルソーの思想から少々飛躍しているように思われる。

(75) Rousseau: *Du Contrat social*, op. cit., p. 363.

(76) *Ibid.*

(77) 『全集』第一巻、一六二頁。

(78) こうした箇所について、中村雄二郎氏は、「兆民の『訳解』があらわれた明治十四、五年頃には、のちの時代のように「君」といえば必ず「天皇」を指すというようには一般に理解されず、徳川幕藩体制の君臣関係が崩壊して天皇制的君臣関係が確立される過渡期の時代として、ある程度抽象化して君臣関係がとらえられたもののように思われる」(前掲書、一四七頁)と述べている。

(79) Rousseau: *Du Contrat social*, op. cit., p. 362.

(80) 『全集』第一巻、一六〇頁。

(81) 同右、一六一頁。

(82) 同右、一六三頁。

(83) Rousseau: *Du Contrat social*, op. cit., p. 361.

(84) *Ibid.*

(85) *Ibid.*

(86) *Ibid.*

(87) *Ibid.*, p. 368.

(88) *Ibid.*

(89) したがって、第二巻第一章から第二巻第三章までは、それぞれ、主権の譲渡不可能性、主権の分割不可能性、一般意志の絶対的な正しさが考察の対象となる。

- (90) Rousseau: *Du Contrat social*, op. cit., p. 368.
- (91) *Ibid.*, p. 369.
- (92) 『全集』第一卷、一七四—一七五頁。
- (93) 同右、一七五頁。
- (94) 同右。
- (95) Rousseau: *Discours sur l'origine et les fondements de l'inégalité parmi les hommes*, *Œuvres complètes*, tome III, op. cit., p. 174.
- (96) Rousseau: *Du Contrat social*, op. cit., p. 371.
- (97) *Ibid.*
- (98) *Ibid.*
- (99) 『全集』第一卷、一七八—一七九頁。
- (100) 同右、一七九頁。
- (101) 同右。
- (102) Rousseau: *Du Contrat social*, op. cit., p. 371.
- (103) 『全集』第一卷、一七九頁。
- (104) 当時の藩閥政府批判は、例えば、「有一邦于此」なる記事の冒頭に見出すことができる。そこで兆民は、「爰ニ一邦有り、国会設ケズ、憲法立タズ、貴官大職意ヲ肆ニシテ政ヲ行ヒ、恣睢猖狂至ラザル所無ク、民法刑法ノ属稍ヤ旧規ヲ去リ新途ニ就キ少ク観ル可キ者有ルガ如シト雖モ、然レドモ在位ノ人心ニ慮ルコト有ルトキハ、常ニ法律ノ外ニ出デテ以テ其志ヲ行フコトヲ得、細大ノ事皆有司一時妄度臆想ニ成ラザル莫シ」(『全集』第十四卷、四十四頁)と述べて、「有司一時妄度臆想」によつて成り立つ藩閥政府を批判してゐる。
- (105) Rousseau: *Du Contrat social*, op. cit., p. 372.
- (106) 『全集』第一卷、一八〇頁。

- (107) 同右、一七五頁。
- (108) 同右、一七六頁。
- (109) Rousseau: *Du Contrat social*, op. cit., p. 372.
- (110) *Ibid.*, p. 368.
- (111) *Ibid.*, p. 372.
- (112) 『全集』第一巻、一八一頁。
- (113) すなわち、ルソーによる理想的な国家共同体は、決して近代的な統治機構を備えた国家共同体ではなく、「前近代との重層的構造をもっていた」(村上淳一、前掲書、一三三頁) 共同体であることに注意する必要がある。
- (114) 例えば、フロム Fromm は、『正気の社会』の中で、「現代の全体主義においても、ルソーの国家論においても、個人は自分の権利を放棄し、それを唯一の独裁者である国家に投影すると考えられる」(『世界の名著』統一四、中央公論社、一九七四年刊、三二八頁) と断定し、ルソーの国家論を全体主義の発想に結び付けている。
- (115) このようなルソーの思考方法について、水林章氏は、「ルソーが克服しなければならない事態としてとらえたのは、近代に特徴的な、みずからのうちに国家と社会という二つの契機を含む二元的な編成としての「市民社会」であり、そのような意味での市民社会に、彼は古くからある「共同体としての国家」の理念を対置したのだ」(前掲書、二三八頁) と、指摘している。
- (116) Rousseau: *Du Contrat social*, op. cit., p. 373.
- (117) *Ibid.*, p. 375.
- (118) ルソーは、「相互的な」約束について、「その約束は適法である。なぜなら社会契約を基礎としているから。それは公正である。なぜならすべての人に共通だから。それは有益である。なぜなら、一般の福祉以外の目的を持たないから。それは確実である。なぜなら公共の力と至高の権力という保証を持っているから」(*Ibid.*) と述べて、一般意志の絶対的な価値を強調することになる。
- (119) *Ibid.*, p. 374.

- (120) 『全集』第一卷、一八五—一八六頁。
- (121) 同右、一八四頁。
- (122) 同右、一九五頁。
- (123) Rousseau: *Du Contrat social, op. cit.*, p. 379.
- (124) 『全集』第一卷、一九六頁。
- (125) Rousseau: *Du Contrat social, op. cit.*, p. 379.
- (126) 『全集』第一卷、一九六頁。
- (127) 同右。
- (128) Rousseau: *Du Contrat social, op. cit.*, p. 379.
- (129) *Ibid.*
- (130) *Ibid.*, p. 380.
- (131) 『全集』第一卷、一九六頁。
- (132) 同右、一九七頁。
- (133) 同右。
- (134) 同右。
- (135) 同右、第十四卷、十一頁。
- (136) 同右。
- (137) 同右。
- (138) 同右。
- (139) 「君民共治」は、「君民同治」(『全集』第十一卷、二八頁)とも表現され、立憲君主制における民権の拡張やその保証を重視する政策を指し示している。なおこの用語は、イギリスの政治制度を解説する福沢諭吉の著書(『文明論之概略』)に、その先例を認めることができる。その中で、「千六百八十八年、第三世ヴルレムが王位に登りしより、始めて大に政府の方向

を改め、自由寛大の趣意に従て、君民同治の政体を定め、以て今日に伝へり」(前掲書、一七〇頁)と、書かれている。

(140) 同右、第十四巻、十一頁。

(141) Rousseau: *Du Contrat social*, op. cit., p. 380.

(142) 『全集』第一巻、一三四頁。

(143) Rousseau: *Du Contrat social*, op. cit., p. 380.

(144) 『全集』第一巻、一九九頁。

(145) 実際、ルソーは、「法律を起草する者は、なんらの立法権を持たないし、また持つてはならない。そして、人民自身は、この譲渡できない権利を、たとえ捨てたくても捨てることができない。なぜなら、基本契約によれば、個人々人を拘束するのは一般意志だけであり、一個人の意志が一般意志と一致しているかどうかは、その特殊意志を人民の自由な投票に付したあとでなければ、決して確かめることができないからである」(Rousseau: *Du Contrat social*, op. cit., p. 383) と説明している。

(146) 『全集』第一巻、二〇〇頁。

(147) 同右。

(148) 同右、一九九頁。

(149) 同右。なお、中村雄二郎氏は、「熟さない造語を濫用することをできるだけ避け、内容的に対応する既存の諸概念を十分に活用する方針がとられた場合、それが基本的原理撰取に対してもつ有効性は、次第に積み重ねられこみ入ってくる理論構成の理解を困難にするという反面をもち、その無理が、同じような概念と文体を用いて「訳解」を続けることを、不可能とは言えないまでも、きわめて困難にしたのではないか」(前掲書、一六七頁)と、指摘している。しかし、それでは、兆民はなぜ、一度ならず、二度までも、ルソーの『社会契約論』を同じ章(第二巻第六章)で中断したのか(『全集』第一巻、二八〇頁)について、中村氏の解釈は、十分な論拠を提示していない。